

公益社団法人北海道社会福祉士会職員の退職金に関する細則

細則第5号
2007年7月29日制定

(目的)

第1条 この細則は、公益社団法人北海道社会福祉士会(以下「本会」という。)職員給与規程(規程第9号)第2条第3項の規定に基づき、職員の退職手当(以下「退職金」という。)に関して定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この細則は、本会の常勤の職員(以下「職員」という。)に対して適用する。

(退職金の支給)

第3条 職員が退職したときは、この細則により退職金を支給する。

2 前項に定める退職金の支給は、本会が各職員について中小企業退職金共済事業団(以下「事業団」という。)との間に退職金共済契約を締結することによって行うものとする。

(共済契約の締結時期)

第4条 新たに職員となった者については、その職員となった月に事業団と退職金共済契約を締結する。

(掛金額)

第5条 退職金共済契約は、職員ごとに、その基本給の額に応じ、別表に定める掛金月額によって締結し、毎年6月に掛金額を調整する。

(退職金の額)

第6条 退職金の額は、掛金月額と掛金納付月数に応じ中小企業退職金共済法に定められた金額とする。

(退職金の減額)

第7条 職員が本会就業規程(規程第11号)第29条の定めるところにより懲戒処分を受け、解雇されたときは、事業団に対して退職金の減額を申し出ることができるものとする。

(退職金の支給先)

第8条 この細則による退職金は本人に支給するものとし、本人が死亡した場合には、中小企業退職金共済法の定めるところにより、遺族に支給する。

2 職員が退職又は死亡したときは、やむを得ない理由がある場合を除き、本人又は遺族が遅滞なく退職金を請求することができるように、本人又は遺族に対し、すみやかに退職金共済手帳を交付するものとする。

(改廃)

第9条 この細則は、関係諸法規の改正及び社会事情の変化等により必要がある場合には、職員若しくは職員の代表者との協議の上、理事会の承認を得て改廃することができる。

附 則

1 この細則は、2007年11月1日から適用する。

2 この細則は、2013年7月20日から施行する。なお、改正後の規定は、2013年4月1日から適用する。

(別表)

掛金月額表

基本月額		掛金額
100,000 未満		4,000 円
100,000 以上	120,000 円未満	5,000 円
120,000 以上	150,000 円未満	6,000 円
150,000 以上	200,000 円未満	8,000 円
200,000 以上	250,000 円未満	10,000 円
250,000 以上	300,000 円未満	12,000 円
300,000 以上	350,000 円未満	14,000 円
350,000 以上	400,000 円未満	16,000 円
400,000 以上		18,000 円